

環境しょうばら

次世代へつなぐ 庄原の里山環境

発行日	令和7年5月7日
発行元	環境建設部 環境政策課
TEL	0824-72-1398
FAX	0824-72-5517
mail	kankyo- seisaku@city.shobara.lg.jp

飼い犬の手続きについて

犬の飼い主には以下のことが狂犬病予防法により、義務付けられています。

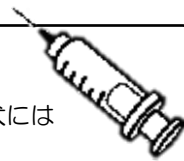
※これらを行わない場合、20万円以下の罰金に処すると規定されています。

1. 飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせること
2. 犬の鑑札と注射済票を飼い犬に装着すること
3. 現在居住している市区町村に飼い犬の登録をすること

●毎年狂犬病予防注射を受けさせていますか？

狂犬病は感染後、発症すると治療することができません。

しかし、予防注射をすることで感染は防げなくても、発症を予防することができます。生後91日以上の子犬には1年に1回の予防注射で免疫を補強させてあげましょう。



●飼い犬に鑑札と注射済票を着けていますか？

犬の登録をした際には「鑑札」、狂犬病予防注射の接種を受けた際には「予防注射済票」が交付されます。

鑑札は「登録された犬」、注射済票は「狂犬病予防注射を受けた犬」であることを証明するための標識です。まだ鑑札と注射済票を着けていない飼い主さんは必ず飼い犬に着用してください。

※鑑札には登録番号が記載されているため、もし飼い犬が迷子になっても、装着されている鑑札から飼い主を探すことができます。



●飼い犬の登録は済んでいますか？

登録の目的は、犬の所有者を明確にすることです。生後91日以上でまだ登録手続きがお済みでない飼い主さんは登録をしていただく必要があります。登録は、「環境政策課」「各支所」「庄原市内・三次市内の動物病院」で手続きが可能です。

登録には、一頭につき3,000円の手数料がかかります。

●環境政策課(リサイクルプラザ) ☎(0824)72-1398

●西城支所地域振興室 ☎(0824)82-2181

●東城支所産業建設室 ☎(08477)2-5141

●口和支所地域振興室 ☎(0824)87-2113

●高野支所地域振興室 ☎(0824)86-2113

●比和支所地域振興室 ☎(0824)85-3003

●総領支所地域振興室 ☎(0824)88-3065

粗大ごみの戸別収集について

市では月に1回、粗大ごみの戸別収集を行っています。各家庭からの申込みを受け日程調整し、毎月20日以降に市内各戸をまとめて収集します。

申込み方法



- ▶ 環境政策課または各支所(地域振興室又は産業建設室)へお申込みください。
(※環境政策課：0824-72-1398)
- ▶ 申込みの際、●氏名●住所●電話番号●ごみの種類●個数●大きさ(大型のみ)をお伝えください。
- ▶ 毎月10日が申し込み期限です。(10日が祝・休日の場合は10日以前の直近開放日)
※収集日時が決まりましたら、ご連絡します。

収集当日の注意事項

- ▶ 収集当日は必ず立会いいただき、各種手数料(下記参照)を現金でお支払いください。
- ▶ ごみは必ず軒先まで出しておいてください。

各種手数料

- ▶ 戸別収集を申し込まれた場合は、収集手数料と処理手数料が必要となります。

●収集手数料

粗大ごみ3個まで520円とし、3個までごとに520円を加算します。

例：1～3個まで520円、4～6個まで1,040円、7～9個までは1,560円・・・

●処理手数料

10kgあたり60円(計量は収集当日その場で行います)

【例】

●ソファー1個・机2台で総重量60kgを戸別収集した場合

収集手数料：3個	+	処理手数料	=	合計
520円		360円		880円

●ソファー1個・机2台・布団1組で総重量80kgを戸別収集した場合

収集手数料：4個	+	処理手数料	=	合計
1,040円		480円		1,520円



【ごみステーションのマナー違反が発生しています。】

ごみステーションは各地域で管理されています。

他の地域のごみステーションに、ごみを出す、ごみステーションに出してあるごみ袋を開けて、自分のごみを入れるなど、迷惑のかかることはやめましょう。



環境標語(令和6年度環境標語コンクール)

日々の小さな節電が 未来をてらす 大きな一歩

西城中学校2年 捻金 雪乃